魚津市告示第189号

魚津市公共交通活性化会議運賃協議分科会設置要綱を次のように定める。

令和８年10月15日

魚津市長　　村椿　晃

# 魚津市公共交通活性化会議運賃協議分科会設置要綱

（設置）

第１条　魚津市公共交通活性化会議運賃協議分科会（以下「運賃協議分科会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第９条第４項の規定に基づき、魚津市公共交通活性化会議設置要綱（平成20年魚津市告示第26号）第５条に定める魚津市公共交通活性化会議の分科会として設置する。

（協議事項等）

第２条　運賃協議分科会は、次に掲げる事項の協議を行う。

（１）　一般乗合旅客自動車運送事業者の運賃及び料金（以下「運賃等」という。）に関する事項

（２）　前号のほか、運賃協議分科会が必要と認める事項

２　運賃協議分科会は、法第９条第４項に基づき、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者ごとに設置する。

（組織）

第３条　運賃協議分科会の委員は、次の表に掲げる者とする。

| 区分 | 委員 |
|---|---|
| 法第９条第４項第１号の委員 | 魚津市の職員 |
| 法第９条第４項第２号の委員 | 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者 |
| 法第９条第４項第３号の委員 | 国土交通省北陸信越運輸局富山運輸支局長又はその指名する者 |
| 法第９条第４項第４号の委員 | 地域公共交通の利用者のうち、関係住民の意見を代表する者として市長が指名する者 |

２　運賃協議分科会の会長は、魚津市公共交通活性化会議会長が指名する委員をもって充てる。

３　会長は、運賃協議分科会を代表し、会務を総括する。

（事務局）

第４条　運賃協議分科会は、その運営に関する事務を行うため、魚津市建設部都市計画課内に事務局を置く。

（会議の運営等）

第５条　運賃協議分科会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

３　委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

４　決議の方法は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

５　運賃協議分科会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

６　運賃協議分科会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。

７　会議は公開で行うとともに、運賃協議分科会に関する情報は魚津市のホームページ等を利用して公表する。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、公表の日から施行する。